

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業公募要領

1 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（2）のとおり（別紙1参照）。

(2) 実施主体

市町村（一部事務組合、広域連合及び市町村の連携主体を含む。）及び第三セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

(4) 交付額

市町村については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに、実施主体が市町村の場合は事業費200万円、第三セクター法人の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

ア 公募申請書【実施マニュアル II 8別紙2】

イ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

ウ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第1号 別紙1第2】

エ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）

オ 見積書【実施マニュアル 資料5-1、資料5-2】

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積で差し支えない。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R（1枚）等の電子媒体を添えて提出すること。

(3) 提出先・提出期限

公募開始の日（平成30年6月8日（金））から6月29日（金）12：00（必着）までの間に、正本1通、副本1通及びCD-R等の電子媒体1式を管轄する総務省総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

3 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第3条で定める「補助目的」に合致していること

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

(地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。)

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成30年7月上旬 外部有識者等からの意見聴取

7月中旬 内示、交付の本申請

7月下旬 交付決定

5 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「政策」>「情報通信(ICT政策)」>「放送政策の推進」>「ケーブルテレビ政策ポータルサイト」>「ケーブルテレビに関する支援措置」>「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」に掲載のとおり。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html

(関係資料は内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。)

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記URLに記載される「実施マニュアル」を参考に、担当エリアの総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。